



ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症(子宮頸がん)予防接種について

9価のHPVワクチンを公費で接種できるようになりました

4月より、「2価のワクチン」と「4価のワクチン」に加えて「9価のワクチン」も公費で接種できるようになりました。HPVにはいくつかの種類(型)があります。3種類のワクチンのうち、どのワクチンを接種するかは、医師にご相談し、ご予約のうえ接種してください。

●定期接種について

対象者：中学1年生から高校1年生相当の年齢の女子（平成19年4月2日～平成23年4月1日生まれの女子）

※今年度より対象となる方には、予診票を郵送しています。

※HPVワクチンは小学6年生から接種可能です。

小学6年生で接種を希望される方は、下記までお問い合わせください。

接種方法：3種類のワクチンから選択し、同一のワクチンを接種します。

また、9価のワクチンについては、2価と4価のワクチンとの交互接種も可能です。

※必ず医師に確認してください。

サーバリックス (2価のワクチン)	1回目の接種から1か月の間隔をおいて2回目を接種し、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種する。	
ガーダシル (4価のワクチン)	1回目の接種から2か月の間隔をおいて2回目を接種し、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種する。	
シルガード9 (9価のワクチン)	1回目の接種が 15歳未満	1回目の接種から少なくとも5か月以上の接種間隔を空け、通常6か月以上の間隔をおいて2回目を接種する。※3回接種も可能です。医師にご相談ください。
	1回目の接種が 15歳以上	1回目の接種から2か月の間隔をおいて2回目を接種し、1回目の接種から6か月の間隔をおいて3回目を接種する。

●キャッチアップ接種について

積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から接種の機会が設けられています。

※子宮頸がんは、ワクチンだけでは100%予防することはできません。

20歳以上の女性の方は、2年に1回、子宮頸がん検診も受けることが大切です。

対象者：平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性

※令和4年度まで定期接種対象であった方には、令和5年度よりキャッチアップ接種の対象となるため、予診票を郵送しています。

◎実施期間：令和7年3月31日まで

●償還払いについて

平成9年度生まれ～平成16年度生まれの女性で、定期接種の対象年齢を過ぎて国内で自費で受けた方は、費用のうち規定の額を払い戻すことができますので、下記までお問い合わせください。

償還額：接種1回の上限額16,190円

※償還払いの申請日に属する年度における、さぬき市が定めるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の委託料の額を上限とします。

償還払期間：令和7年3月31日まで

※予診票を紛失された方については、再発行できますので、下記までご連絡ください。

【問】国保・健康課(健康係) ☎(0879)26-9908



麻しん風しん予防接種

麻しん・風しんは乳幼児期にかかることが多いため、1歳のお誕生日がきたらなるべく早く第1期を接種し、より高い予防効果を得るために、小学校入学前の1年間に第2期を接種しましょう。

<令和5年度対象者> 【第1期】生後12か月～24か月未満

【第2期】平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ（小学校就学の前年度）

接種期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

⇒第2期の接種については、4月に個人通知しています。

●接種時期は、麻しんが流行する春～初夏の間が望ましいとされています。

●麻しんまたは風しんにかかった方でも、混合ワクチンの接種が可能です。

【問】国保・健康課(健康係) ☎(0879)26-9908